

○こうち人づくり広域連合長の職務を代理する職員を定める規則

平成14年12月 1 日

規 則 第 4 号

改正 平成19年 3 月29日 規則第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第152条第 3 項の規定により、広域連合長の職務を代理する者は、事務局長の職にある者とする。

附 則

この規則は、平成14年12月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。